

令和 7 年度前期分授業料免除申請について 重要なお知らせ

1. 令和 2 年度から、学部生の授業料免除については、高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という。）により実施しています。新制度により授業料免除を受けるには、日本学生支援機構の給付奨学金の申請が必要です。
2. 新制度の申込資格（大学等への入学時期等に係る基準、在留資格等に係る基準）を満たさない学生については、現行の授業料免除に申請が可能です。

（新制度の申込資格を満たさない主なケース）

1. 大学院生
 2. 外国人留学生
 3. 学部入学までの期間が高校卒業後 2 年を超える者
 4. 学部編入学までの期間が、編入学前の大学等に在学しなくなってから 1 年を超える者
- ※申込資格について、詳細は日本学生支援機構のホームページ等をご確認いただくか、学生課生活支援係へお問い合わせください。

以下の表で申請者区分を確認のうえ、該当する提出書類により申請を行ってください。
なお、授業料免除申請書類の詳細は「授業料免除申請のしおり」等でご確認ください。

申請者区分		提出書類
給付奨学金 申込資格あり	給付奨学金を申込済み	・ 授業料等減免の対象者の認定（または継続）に関する申請書【A 様式 1, 2】 ・ 選考結果通知用封筒（長形 3 号に 110 円切手を貼り、父母等関係者の住所氏名を記入。裏面には、申請者の氏名と学籍番号を記入してください。）
	給付奨学金を申込予定 4 月の在学採用に必ず申し込むこと	・ 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書【A 様式 1】 ・ 選考結果通知用封筒（長形 3 号に 110 円切手を貼り、父母等関係者の住所氏名を記入。裏面には、申請者の氏名と学籍番号を記入してください。）
給付奨学金 申込資格なし		・ 授業料免除申請書類一式

（提出窓口/問い合わせ先） 学生課生活支援係（TEL 0994-46-4889）